

(証券コード 5938)
2019年6月7日

東京都江東区大島2丁目1番1号

株式会社 LIXILグループ[®]
取締役 代表執行役社長 山梨 広一

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

本定時株主総会に上程されている議案には、当社提案（第1号議案）、当社および株主様の提案（第2号議案）、株主様の提案（第3号議案）が含まれております。議案の内容は「株主総会参考書類」に記載のとおりですが、**当社取締役会および指名委員会は、株主様から提案された第3号議案には反対いたします。**当社取締役会および指名委員会の株主提案に対する意見の詳細については8頁から9頁および27頁から34頁をご参照ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、当社取締役会および指名委員会の意見にご賛同いただき、議決権を行使して
くださいますようお願い申し上げます。

「書面による議決権行使」

書面により議決権を行使する場合には、**同封の「議決権行使書用紙」に議案に対する賛否をご表示**いただき、**2019年6月24日（月曜日）午後3時までに到着**するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

また、別添の「株主様の議決権行使に関するご案内」もあわせてご参照ください。

「インターネット等による議決権行使」

インターネット等により議決権を行使する場合には、後記の「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内」（４頁）をご参照のうえ、2019年6月24日（月曜日）午後3時までに議案に対する賛否をご入力くださいますようお願い申し上げます。

敬呈

記

1. 日 時 2019年6月25日（火曜日）午前11時
（受付開始：午前9時30分（予定））

2. 場 所

東京都中央区銀座8丁目21番1号

住友不動産汐留浜離宮ビル

ベルサール汐留 地下1階ホール

(裏表紙の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)

❗ 開催場所・開催時間が前回の定時株主総会と異なりますのでご注意ください。

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第77期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第77期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | | |
|-------------|-------|-----------|
| 【会社提案】 | 第1号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 【会社提案・株主提案】 | 第2号議案 | 取締役2名選任の件 |
| 【株主提案】 | 第3号議案 | 取締役6名選任の件 |

以上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を出席票として会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、議事資料として本招集ご通知および「第77期報告書」を会場までご持参くださいますようお願い申し上げます。
2. 定時株主総会招集ご通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類および監査報告書は、「第77期報告書」に記載のとおりであります。ただし、次の事項につきましては、法令および当社定款第16条に基づきインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、「第77期報告書」には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表

アドレス

<https://www.lixil.com/jp/>

なお、会計監査人および監査委員会が監査した連結計算書類および計算書類は、「第77期報告書」に記載の各書類のほか、上記ご案内の当社ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表となります。

3. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.lixil.com/jp/>) に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

本定時株主総会におきましては、当社の株主から株主提案がなされています。第1号議案は会社提案、第2号議案は会社提案および株主提案の双方に係る提案、並びに第3号議案は株主提案、の各取締役候補者に係る選任議案です。

当社取締役会および指名委員会は、第3号議案の取締役候補者の選任について、「反対」しております（反対の理由については、議案に対する当社取締役会および指名委員会の意見をご参照ください。）。

当社取締役会および指名委員会の意見にご賛同いただける株主様におかれましては、第1号議案および第2号議案に「賛」を、第3号議案には「否」の議決権行使をお願いいたします。

〔当社の指名委員会における取締役候補者の決定について〕

当社の指名委員会（以下、「当社指名委員会」といいます。）は、2019年5月12日および同月20日開催の指名委員会において、当社が本定時株主総会に提案する取締役候補者を決定しました。当社指名委員会は、経営陣や特定の株主等から完全に独立した立場で、当社の中長期的な企業価値の維持・向上の観点から、取締役候補者の選定を進め、必要に応じて自ら機関投資家株主と対話を行い、その結果も踏まえて、今回の決定を行っております。

また、当社指名委員会は、今回の決定を行うに当たり、本定時株主総会以降の代表執行役（社長・CEO）を含めた当社の執行体制に関する基本的な考え方についても検討し、当社の取締役会に提言しております。

当社は現在、一部の現職の取締役から株主提案が提出される等異例の状況に置かれております。今回、当社指名委員会が取締役候補者を決定するにあたり、当社指名委員の一人ひとり、自らの取締役としての責務と使命の重さを深く認識し、かかる混乱を一刻も早く収束させるべく、「企業価値・株主共同の利益の確保」の観点から、真摯な検討を行いました。

かかる当社指名委員会での真摯な審議の結果、当社が提案する取締役候補者は、現任取締役を含まない構成に刷新することが相当であるとの結論に至りました。当社がガバナンスの運用と体制を強化することを目指し、コーポレートガバナ

ンス改革に断固として取り組んだ結果としてなされたものです。このような取組みの一環として、当社のガバナンス体制に関して意見を表明する主要な機関投資家株主と当社社外取締役との間で対話の機会を設け、かかる対話において、当社取締役会が、当社の経営を実効的にかつ独立した立場から監督するとともに、株主価値を創造する中長期的な戦略を実行することのできる体制を備えることを望む声が多く聞かれました。当社指名委員会が決定した取締役候補者は、このような主要な機関投資家株主からの多くの声も踏まえたものであり、当社の取締役会に新たな視点をもたらすだけでなく、取締役会の独立性を確保し、さらにそれを大幅に強化するものであります。

以上を踏まえ、当社指名委員会による、「取締役候補者の決定・指名理由及び提言」の具体的な内容は、以下のとおりです（当社が2019年5月13日付「取締役候補者に関するお知らせ」において公表した、当社指名委員会による同日付「取締役候補者の決定・指名理由及び提言」を一部抜粋しつつ、同じく、当社が同月17日付「追加取締役候補者に関するお知らせ」において公表した、当社指名委員会による同日付「追加候補者の決定・指名理由」、および、当社が同月20日付「追加取締役候補者に関するお知らせ」において公表した、当社指名委員会による同日付「追加候補者の決定・指名理由」の内容等を踏まえ、一部必要な範囲で追記・修正を行っております。）。

株式会社LIXILグループ 取締役会 御中

株式会社LIXILグループ 指名委員会

取締役候補者の決定・指名理由及び提言

1. 当社の取締役会体制に関する基本的な考え方

▶ 監督と執行の分離

当社は指名委員会等設置会社の形態を採用しているところ、当該ガバナンス体制で採用されている各機関相互間の権限分配を遵守しつつ、監督機能と執行機能の分離を徹底し、当社のコーポレートガバナンス・ガイドラインを実質的に実現できる体制を構築することが重要である。

▶ 独立社外取締役の比率引き上げ

当社の中長期的な企業価値の維持・向上のためには、現在、当社を取り巻いている一連の経営の混乱を早期に収束させることが重要であり、経営における客観的かつ強力な監督体制を構築する必要があることから、本定時株主総会においては、独立社外取締役が過半数を占める取締役会を組成するべきである。

▶ 取締役会の規模

当社取締役会の適正な規模としては、当社のグローバルな事業展開に対する実効的な監督と純粋持株会社としての迅速な意思決定を担保する観点、また、取締役会の肥大化に伴う将来の内部対立・経営混乱のリスクを残さない観点から、8名程度を基本とするべきである。

▶ 機関投資家株主及びステークホルダーとの対話をも踏まえた取締役候補者の選定

本定時株主総会の取締役候補者の選定に当たっては、当社固有の経営課題及びそれに応じて求められる資質（スキルセット）の内容を十分に踏まえた取締役会構成を指向するべきである。その際、コーポレートガバナンス・コードにおいて、企業と投資家の対話を通じたガバナンスの実効性確保が謳われている趣旨を十分に踏まえ、主要な機関投資家株主との対話結果をも踏まえつつ、取締役候補者を選定することが望まれる。

当社指名委員会は、当社IR室が実施している投資家との対話結果について適宜報告を受けるとともに、当社のガバナンスに関して意見を表明する主要な機関投資家株主との対話を行ってきた。また、経営の連続性・安定性を重視する観点から、社内の主要な執行役、幹部社員とも必要な範囲で対話を行ってきた。

これらに加え、当社が毎年1回実施している取締役会の実効性に関する自己評価（直近では2019年3月期に取締役に対するアンケート調査）の結果も活用すべきである。

当社指名委員会としては、現在の当社が抱える固有の経営課題の内容に加え、上記の株主との対話結果、取締役会の実効性評価の結果をも踏まえれば、当社の取締役会に求められる機能、取締役候補者に求められる資質（スキルセット）としては、以下の諸点が特に重要であると認識している。

（当社取締役会に求められる機能、新任取締役候補者に求められる資質（スキルセット））

- ✓独立社外取締役を中心とした取締役会構成（執行からの独立、創業家影響力の廃除、非執行社内取締役の削減）
- ✓上場企業、特に製造業の経営経験者の登用（社長・CEO経験者）
- ✓海外M&Aや海外事業・海外子会社のリスク管理に関する知見・経験
- ✓大規模な持株会社の社長・CEO経験者
- ✓経営の連続性の確保
- ✓財務会計に関する知見

- ✓内部統制の強化（当社子会社における不適切な取引行為の発生を踏まえた、監査委員会、内部監査部、子会社監査役との連携強化）
- ✓構成員の多様性（ジェンダー、専門分野、その他のバックグラウンドの多様性）

2. 当社指名委員会が選定した本定時株主総会の取締役候補者と指名理由

【定時株主総会に向けた取締役候補者（会社提案）】

当社指名委員会は、上記1を踏まえ、第1号議案及び第2号議案の各候補者10名を会社提案とすることを決定した。当社指名委員会は、上記1のとおり、当社の取締役会の適正な規模としては、実効的な監督と迅速な意思決定を担保、肥大化に伴う内部対立・経営混乱のリスク回避から、8名程度が基本であるとは考えるものの、今回の合計10名の指名はそれと矛盾するものではなく、むしろ取締役会全体の構成を考慮した場合、当社に必要な多様なスキルセットが確保され望ましいと判断した。

なお、当該候補者を選定するプロセスにおいて、当社指名委員会は独自に、会社提案候補者、及び本定時株主総会に向けて行われている株主提案で提案されている取締役候補者のうち社外取締役候補者全員とそれぞれ面談を行っている。

【社外取締役候補者の氏名及びその指名理由】（略）

【取締役候補者の氏名及びその指名理由】（略）

（会社注）

個々の取締役候補者10名の略歴及び選任理由等につきましては、第1号議案（10頁から20頁）及び第2号議案（21頁から24頁）に記載のとおりです。

3. 本件株主提案に係る取締役候補者の一部（8名のうち鬼丸氏、鈴木氏を除く6名）を指名しない理由

【本件株主提案に係る取締役候補者の一部を指名しない理由（総論）】

本件株主提案に係る取締役候補者8名のうち6名については、概ね以下の理由から、当社指名委員会が決定する取締役候補者（会社提案）に含めないこととする。

- ▶ 本件株主提案は、現時点から特定の取締役候補者が代表執行役（ＣＥＯ）に選任・選定されることが前提にされている等、指名委員会等設置会社のガバナンスの在り方（法令に照らし、本定時株主総会以降の代表執行役（社長・ＣＥＯ）を含めた当社の執行体制については、新しく組成される取締役会及び指名委員会の責任のもとに、選任・選定されるべきである）に対する根本的理解に疑義があること。
- ▶ 本件株主提案においては、「８名の取締役候補者が、一人も欠けることなく、一括して、会社の取締役候補者となること」を提案するものとされているが、本来、取締役は善管注意義務のもと、個々に独立して会社に対して責務を負担するものであって、現時点から代表執行役（ＣＥＯ）に選任・選定されることが前提とされている特定の取締役候補者（本件株主提案を行っている株主）のもとに組成され、あたかも当初から連帯を予定しているかのような提案内容には、むしろ馴れ合いの懸念も禁じ得ないこと。
- ▶ 本件株主提案に係る取締役会構成及び取締役候補者は、上記１の内容と整合しない部分が多く見受けられること。
- ▶ 本件株主提案に係る取締役候補者には、会社提案候補者として指名するだけの合理的理由が不足している者が見受けられること。

【本件株主提案に係る取締役候補者の一部を指名しない理由（候補者別の理由）】（略）

（会社注）

株主提案に係る個々の取締役候補者（鬼丸氏及び鈴木氏を除きます。）を指名しない理由は、第３号議案（２６頁から３４頁）に記載のとおりです。

４、本定時株主総会以降の代表執行役（社長・ＣＥＯ）を含めた当社の執行体制に関する基本的な考え方

- － 当社が指名委員会等設置会社であることを踏まえ、本定時株主総会以降の代表執行役（社長・ＣＥＯ）を含めた当社の執行体制については、新しく組成される取締役会及び指名委員会の責任のもとに、選任・選定されるべきである。そして、かかる新執行体制の決定は、本定時株主総会後の取締役会・指名委員会において最優先されるべき任務である。
- － 加えて、当社の企業価値の維持及び向上の観点からは、現執行体制から新執行体制への移行が円滑に行われ、当社の業務執行の連続性・安定性を確保する必要があることから、当社指名委員会としても、本定時株主総会以降の新執行体制について、当社指名委員会が決定した取締役候補者（会社提案）との協議を行いつつ、並行して検討を進め、新たに組成される取締役会及び指名委員会にその検討結果を引き継ぐ予定である。

【ご参考】当社の社外取締役の独立性基準

当社は、社外取締役の独立性を確保するため、以下の基準を定めております。

1. 当社は、以下の各号のいずれにも該当しない社外取締役について、独立性を有しているものとする。
 - (1) 当社の10%以上の議決権を保有する株主、又はその会社の業務執行者（以下、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する「業務執行者」をいう。）
 - (2) 当社が10%以上の議決権を保有する会社の業務執行者
 - (3) 当社グループとの間で双方いずれかの年間連結総売上高の2%以上に相当する金額の取引がある取引先、又はその会社の業務執行者
 - (4) 当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者又はその業務執行者
 - (5) 当社グループの会計監査人又は会計参与である監査法人又は税理士法人の社員、パートナー又は従業員である者
 - (6) 当社グループから年間1000万円以上の寄付若しくは助成を受けている者、又は当該寄付若しくは助成を受けている者が法人、組合その他の団体（法人等という。）である場合には、当社グループから年間に法人等の総収入の2%を超える寄付若しくは助成を受けている法人等の業務執行者
 - (7) 弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタントその他の専門的アドバイザーとして、当社グループから役員報酬以外に年間1000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者、又は当該利益を得ている者が弁護士法人、法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティング・ファーム等の法人、組合その他の団体（弁護士法人等という。）である場合には、当社グループから年間に弁護士法人等の総収入の2%を超える金銭その他の財産上の利益を得ている弁護士法人等に所属する者
 - (8) 本人の配偶者、二親等内の親族及び同居の親族が本項第1号乃至第7号のいずれかに該当する者
 - (9) 過去5年間に於いて、本項第1号乃至第8号のいずれかに該当していた者
 - (10) 当社グループの業務執行者（本項第1号の定めにかかわらず、業務執行取締役、執行役又は執行役員、支配人その他の使用人をいう。）が役員に就任している会社の業務執行者
2. 取締役会は、社外取締役に就任した者が前項の独立性基準を充足し続けていることについて、継続的に監視する。

【株主提案】 第3号議案 取締役6名選任の件

1. 議案の要領

以下の取締役候補者6名（第2号議案の取締役候補者を含め合計8名）を、一括して会社の取締役として選任することを提案する。

（会社注）

提案株主からは、株主提案に係る取締役候補者8名を一括して選任することに関して、決議の結果、株主提案に係る取締役候補者8名が選任される者と選任されない者に分かれた場合、その結果を法的に否定するものではない（株主提案に係る取締役候補者8名の選任議案が全て承認可決されることを各議案の停止条件とするものではない）旨の連絡を受けております。

2. 全候補者についての提案理由（会社注：第2号議案の取締役候補者を含む）

（1）潮田氏の影響力によるガバナンス不全

昨年10月31日の会社のCEO交代手続にガバナンス上の問題が生じ、機関投資家等から、潮田洋一郎取締役と山梨広一取締役の取締役解任を求める臨時株主総会の招集が請求される事態を招いた。

会社の依頼を受けてこの問題を調査した弁護士は、「社外取締役を含めた多くの取締役に、程度の差はあるものの、潮田氏に対するある種の遠慮があったことが認められ、このことが、潮田氏が提案する人事に対して、ガバナンスを効かせた議論をすることができなかった原因・背景の一つ」と述べている。潮田・山梨取締役の影響下で指名委員会が指名する会社提案の取締役候補者が、創業家一族である潮田洋一郎取締役兼CEOの意に反する行為を行うことは今後とも期待できない。

（2）本件株主提案の候補者8名（会社注：第2号議案の取締役候補者を含む）全員が取締役に選任される必要性

本件株主提案の候補者は各自、会社の取締役候補として十分な経験、識見、専門性を有しており、各自、会社の取締役として重要な意思決定に参画し、会社の企業価値を向上することが期待されている。

もっとも、社外取締役の候補者全員より、潮田取締役の影響が十分に排除された取締役会メンバーの布陣となることが就任承諾の条件である旨表明されていることから、本書の株主提案は、この8名（会社注：第2号議案の取締役候補者を含む）の取締役候補者が、一人も欠けることなく、一括して、会社の取締役となることを会社の第77回定時株主総会に提案するものである。

（会社注）

以上は、提案株主から提出された提案の理由をそのまま記載したものです。

また、後記の各取締役候補者に関する「社外取締役候補者とした理由」「取締役候補者とした理由」他、27頁の表と27頁から34頁の「当社取締役会および指名委員会の意見」以外の記載内容は全て、提案株主から提出された内容をそのまま記載しております。

候補者 番号	氏 名			
1	にし	うら	ゆう	じ
	西	浦	裕	二
2	はま	ぐち	だい	すけ
	濱	口	大	輔
3	い	な	けい	いちろう
	伊	奈	啓	一郎
4	かわ	もと	りゅう	いち
	川	本	隆	一
5	よし	だ		さとし
	吉	田		聡
6	せ	と	きん	や
	瀬	戸	欣	哉

◎当社取締役会および指名委員会の意見

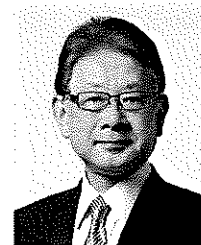
当社取締役会および指名委員会としましては、第3号議案の取締役候補者の選任について、「反対」しております。

当社指名委員会は、株主提案に係る取締役候補者8名のうち、鬼丸かおるおよび鈴木輝夫の両氏を除く6名については、次頁以降にそれぞれ記載する理由により、取締役候補者（会社提案）に含めないことを決定しました。かかる当社指名委員会の決定を受け、当社取締役会で審議した結果、当社取締役会は、指名委員会の決定を支持することを決議いたしました。

候補者番号【株主提案】

1 にし うら ゆう じ 西 浦 裕 二

(1953年1月3日生)



所有する貴社の株式数	略歴
なし	
重要な兼職の状況	2000年 ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン株式会社代表取締役社長
株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス社外取締役	2006年 アリックスパートナーズ日本代表
三井住友トラストクラブ株式会社代表取締役会長 (2018年12月退任)	2011年 アリックスパートナーズ米国本社副会長
三井住友信託銀行株式会社顧問	2012年 アクサ生命保険株式会社取締役会長
2014年 株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス社外取締役 (現任)	
2015年 三井住友トラストクラブ株式会社代表取締役会長 (2018年12月退任)	
2015年 三井住友信託銀行株式会社顧問 (現任)	
特別利害関係	
なし	

社外取締役候補者とした理由

西浦裕二は、複数の企業の経営に携わり、かつ多くの企業再生案件に関わってきた経営のプロである。難局に直面する企業の現場で、コーポレート・ガバナンスの再構築に関する豊富な経験を有している。執行も熟知した専門家として、経営全般の監視、助言を行うことが期待されている。

◎当社取締役会および指名委員会の意見

当社取締役会および指名委員会としましては、西浦裕二氏の選任について、「反対」しております。

当社指名委員会は、前記の当社指名委員会による「取締役候補者の決定・指名理由及び提言」(6頁から9頁)の「3. 本件株主提案に係る取締役候補者の一部(8名のうち鬼丸氏、鈴木氏を除く6名)を指名しない理由」に記載の内容に加えて、以下の理由により、西浦裕二氏を取締役候補者(会社提案)に含めないことを決定しており、当社取締役会は、かかる当社指名委員会の決定を支持することを決議いたしました。

○西浦氏が2015年から3年間に亘り代表取締役会長を務めた三井住友トラストクラブ株式会社は、当社の主要な借入先である三井住友信託銀行株式会社の100%出資下にある関連会社であること。当社の2019年3月末時点における三井住友信託銀行株式会社からの借入残高は205億円であり、三井住友信託銀行株式会社は、当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関であること。

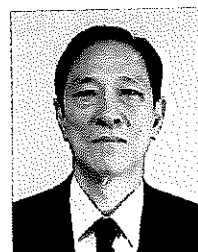
○また、西浦氏は2015年から三井住友信託銀行株式会社の顧問を務めており、現在もその職位にあること。

○すなわち、西浦氏は社外取締役としての独立性には疑義があること。

候補者番号【株主提案】

2 はま ぐち だい すけ
濱 口 大 輔

(1953年6月5日生)



所有する貴社の株式数
なし

略歴

重要な兼職の状況

企業年金連合会運用執行理事
チーフインベストメントオフィ
サー (2019年4月2日退職)

公益社団法人日本証券ア
ナリスト協会理事

一般社団法人機関投資家
協働対話フォーラム理事

特別利害関係
なし

1976年 三菱商事株式会社 非鉄金属部門
1987年 同社 金融、資本市場部門 在英金融子会社社長
1999年 三菱商事企業年金基金 常務理事 兼 運用執行理事
2005年 企業年金連合会 年金運用部長
2009年 企業年金連合会 運用執行理事 チーフインベストメントオフィサー (2019年4月2日退職)
2013年 公益社団法人日本証券アナリスト協会 理事 (現任)
2019年 一般社団法人機関投資家協働対話フォーラム 理事 (現任)

社外取締役候補者とした理由

濱口大輔は、企業年金連合会の運用執行理事を長年務めただけでなく、「法制審議会会社法制部会」委員、「コーポレートガバナンスシステムの在り方に関する研究会」委員等を歴任したコーポレートガバナンスの専門家である。株主の視点から、現在の問題ある会社のガバナンスを直し、会社の中長期的成長を図る上で、豊富な経験と高度な専門知識に基づいた、経営の監視と助言を行うことが期待されている。

○当社取締役会および指名委員会の意見

当社取締役会および指名委員会としましては、濱口大輔氏の選任について、「反対」しております。
当社指名委員会は、前記の当社指名委員会による「取締役候補者の決定・指名理由及び提言」(6頁から9頁)の「3. 本件株主提案に係る取締役候補者の一部(8名のうち鬼丸氏、鈴木氏を除く6名)を指名しない理由」に記載の内容に加えて、以下の理由により、濱口大輔氏を取締役候補者(会社提案)に含めないことを決定しており、当社取締役会は、かかる当社指名委員会の決定を支持することを決議いたしました。
○濱口氏が2009年から10年に亘り運用執行理事 チーフインベストメントオフィサーを務めた企業年金連合会は、自家運用及び委託先運用機関を通じて株式を保有・運用する大手年金基金であり、当社の株式についても、自家運用及び委託先運用機関を通じて保有・運用していること。
○企業年金連合会の運用状況説明書(同会のホームページに公表されている直近2017年度版)によれば、国内株式の運用委託先として7社の運用機関が選定されており、当社でこのうちの3社が当社株式に現在投資を行っている機関投資家株主であることを確認していること。
○濱口氏が企業年金連合会を退任したのが2019年4月とごく最近のことであること。
○濱口氏は2019年から一般社団法人機関投資家協働対話フォーラムの理事を務めているところ、同フォーラムが、「機関投資家協働対話プログラム」を主宰することを目的としており、当該プログラムに参加する機関投資家と企業との協働対話を主宰していることからすれば、特定の機関投資家との利害関係が懸念され、一般株主との間に利益相反が生じるおそれが否定できないこと。
○以上のとおり、企業年金連合会の投資実績や運用委託構造、企業年金連合会の退職時期や一般社団法人機関投資家協働対話フォーラムでの活動を通じて特定の機関投資家との利害関係等を総合的に考慮すれば、当社指名委員会としては、濱口氏の資本市場における知見や専門性は高く評価するものの、濱口氏の立場と一般株主との間に利益相反が生じるおそれや、委託先運用機関である機関投資家株主の議決権行使判断の客観性・公正性も担保されないおそれが否定できず、社外取締役としての適正性に疑問があること。

候補者番号【株主提案】

3 い な け い ち ろ う
伊 奈 啓 一 郎

(1949年3月24日生)



所有する貴社の株式数	略歴
403,582株	1974年 伊奈製陶株式会社（現 株式会社 LIXIL）入社 1998年 株式会社 INAX（現 株式会社 LIXIL）取締役 2001年 株式会社 INAX トステム・ホールディングス（現 株式会社 LIXIL グループ）取締役
特別利害関係 なし	2003年 株式会社 INAX トステム・ホールディングス 取締役 監査・IR広報・経理財務担当 2006年 株式会社住生活グループ 取締役 IR 広報担当 2008年 株式会社住生活グループ 取締役 CSR 担当 2009年 株式会社住生活グループ 取締役 2017年 株式会社 LIXIL グループ 取締役 兼 報酬委員会委員 2018年 株式会社 LIXIL グループ 取締役（現任）

取締役候補者とした理由

本件株主提案者である伊奈啓一郎は、現在の会社取締役であり、現経営陣の中で少数派ながら、ガバナンス上問題とされる行為を阻止、あるいは糾すべく努力し続けてきた。伊奈は、会社のIR広報の業務や経営に長年携わっており、現在は業務執行をしていないが、執行をしない取締役として、今後とも執行役の監督、助言をすることが期待されている。

◎当社取締役会および指名委員会の意見

当社取締役会および指名委員会としては、伊奈啓一郎氏の選任について、「反対」しております。

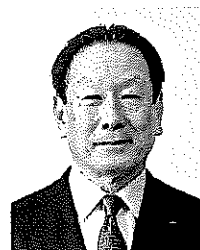
当社指名委員会は、前記の当社指名委員会による「取締役候補者の決定・指名理由及び提言」（6頁から9頁）の「3. 本件株主提案に係る取締役候補者の一部（8名のうち鬼丸氏、鈴木氏を除く6名）を指名しない理由」に記載の内容に加えて、以下の理由により、伊奈啓一郎氏を取締役候補者（会社提案）に含めないことを決定しており、当社取締役会は、かかる当社指名委員会の決定を支持することを決議いたしました。

- 現在の当社を取り巻く状況に照らせば、当社取締役会には、独立性の高い社外取締役を中心とした構成により強い監督機能を発揮し、経営の混乱を収束させることが強く期待されており、社内の非業務執行取締役を登用する重要性は相対的に低下していること。
- 取締役は、経営に対する意見を一定の範囲で表明することや株主として権利行使を行うことは禁じられるものではないものの、基本的には、取締役会における審議その他取締役として認められる各種権利等に基づいて、ガバナンスの充実ひいては企業価値の向上に努める責務を負うものと解される。しかるに、伊奈氏はこれまで、当社取締役会内部の状況や自らの当社のガバナンスに対する考え・思い等を、複数回に亘り広く外部に公表し、当社の経営の混乱を助長する等、当社の取締役としての責務についても必ずしも十分に果たしたとは評価できない。特定の者を代表執行役に支持するからといって、株主の信認を得た取締役から構成される取締役会での結論を覆すべく、取締役としての守秘義務を超えて、外部に広く自らの意見を訴えることは取締役の資質として疑義があると言わざるを得ないこと。
- 伊奈氏は、当社取締役としての在任年数は18年に及び、一般的な機関投資家が独立取締役の監督機能の実効性を確保する観点から求める取締役の在任年数（8年～12年程度）の基準に準じて考えた場合に、監督機能を十分に発揮することができるかという点について疑義があること。

候補者番号【株主提案】

4 川 本 隆 一

(1952年10月8日生)



所有する貴社の株式数

16,752株

略歴

1976年 伊奈製陶株式会社 (現 株式会社 LIXIL) 入社
2000年 株式会社 INAX (現 株式会社 LIXIL) 取締役
2003年 株式会社 INAX 常務取締役
2004年 株式会社 INAX 取締役 常務執行役員
2006年 株式会社 INAX 取締役 専務執行役員
2007年 株式会社 INAX 取締役社長 社長執行役員 (代表取締役)
2011年 株式会社住生活グループ (現 株式会社 LIXIL グループ) 執行役員副社長 金属建材担当
株式会社 LIXIL 取締役 上席副社長執行役員 金属・建材カンパニー社長 (代表取締役)
株式会社 LIXIL グループ 代表執行役員副社長 金属建材担当
2012年 株式会社 LIXIL 取締役 上席副社長 執行役員 金属建材カンパニー社長 (代表取締役)
株式会社 LIXIL グループ 代表執行役員副社長 商品開発・生産担当
2013年 株式会社 LIXIL 取締役 上席副社長 執行役員 プロダクツカンパニー社長 (代表取締役)
株式会社 LIXIL グループ 代表執行役員副社長 商品開発担当
2014年 株式会社 LIXIL 取締役 上席副社長執行役員 兼 Chief Technology Officer (CTO) (代表取締役)
2015年 株式会社 LIXIL グループ 代表執行役員副社長 品質・テクノロジー・環境担当
株式会社 LIXIL 上席副社長執行役員 兼 CTO
2016年 株式会社 LIXIL グループ取締役 代表執行役員副社長 技術・品質・製造担当
株式会社 LIXIL 取締役 副社長兼 CTO
同社 LIXIL Water Technology Chief Manufacturing Optimization Officer
2017年 株式会社 LIXIL グループ 代表執行役員副社長 製造最適化担当
2018年 株式会社 LIXIL グループ 取締役 (現任)

特別利害関係

なし

取締役候補者とした理由

川本隆一は、現在の会社取締役であり、現経営陣の中で、ガバナンス上問題とされる行為を阻止、あるいは糾すべく努力し続けてきた。川本は、株式会社LIXILの代表取締役を務める等豊富な経験を有している。同候補も、執行をしない取締役として、執行役の監督、助言をすることが期待されている。

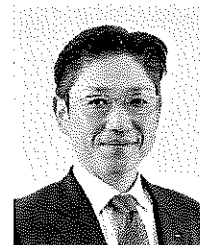
◎当社取締役会および指名委員会の意見

当社取締役会および指名委員会としては、川本隆一氏の選任について、「反対」しております。
当社指名委員会は、前記の当社指名委員会による「取締役候補者の決定・指名理由及び提言」(6頁から9頁)の「3. 本件株主提案に係る取締役候補者の一部(8名のうち鬼丸氏、鈴木氏を除く6名)を指名しない理由」に記載の内容に加えて、以下の理由により、川本隆一氏を取締役候補者(会社提案)に含めないことを決定しており、当社取締役会は、かかる当社指名委員会の決定を支持することを決議いたしました。
○現在の当社を取り巻く状況に照らせば、当社取締役会には、独立性の高い社外取締役を中心とした構成により強い監督機能を発揮し、経営の混乱を収束させることが強く期待されており、社内の非業務執行取締役を登用する重要性は相対的に低下していること。
○取締役は、経営に対する意見を一定の範囲で表明することや株主として権利行使を行うことは禁じられるものではないものの、基本的には、取締役会における審議その他取締役として認められる各種権利等に基づいて、ガバナンスの充実ひいては企業価値の向上に努める責務を負うものと解される。しかるに、川本氏はこれまで、当社取締役会内部の状況や自らの当社のガバナンスに対する考え・思い等を、複数回に亘り広く外部に公表し、当社の経営の混乱を助長する等、当社の取締役としての責務についても必ずしも十分に果たしたとは評価できない。特定の者を代表執行役に支持するからといって、株主の信認を得た取締役から構成される取締役会での結論を覆すべく、取締役としての守秘義務を超えて、外部に広く自らの意見を訴えることは取締役の責務として疑義があると言わざるを得ないこと。

候補者番号【株主提案】

5 よし だ さとし
吉 田 聡

(1963年5月11日生)



所有する貴社の株式数	略歴
5,000株	1986年 トーヨーサッシ株式会社 (現 株式会社 LIXIL 入社) 1992年 トステム 株式会社 佐久営業所長 2000年 トステム株式会社群馬支店長 2005年 トステム株式会社執行役員中部統括支店長 2007年 トステム株式会社執行役員生産本部生産企画部・海外管理部長 2008年 トステム株式会社執行役員住器事業部長 2010年 株式会社 LIXIL 出向執行役員営業改革推進室長 2011年 株式会社 LIXIL 執行役員マーケティング本部商品統括部長 2013年 株式会社 LIXIL 上席執行役員営業企画統括部長 2015年 株式会社 LIXIL 常務執行役員セールス&マーケティング本部長 2016年 株式会社 LIXIL 専務役員ジャパンマーケティング本部長 2017年 株式会社 LIXIL 専務役員 LIXIL Housing Technology Japan CEO 2018年 株式会社 LIXIL 取締役専務役員 LIXIL Housing Technology Japan CEO (現任)
重要な兼職の状況	
株式会社 LIXIL 取締役専務役員 LIXIL Housing Technology Japan CEO	
特別利害関係	
なし	

取締役候補者とした理由

吉田聡は、現在日本のハウジング事業の事業責任者であり、その前は日本市場全体のマーケティングを統括する役割であり、会社の日本事業全体に関する深い見識を有している。同人には、執行役の監督、助言にその知見が生かされることが期待されている。

◎当社取締役会および指名委員会の意見

当社取締役会および指名委員会としましては、吉田聡氏の選任について、「反対」しております。

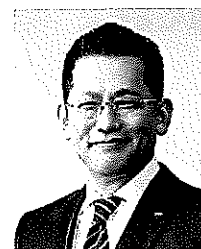
当社指名委員会は、前記の当社指名委員会による「取締役候補者の決定・指名理由及び提言」(6頁から9頁)の「3. 本件株主提案に係る取締役候補者の一部(8名のうち鬼丸氏、鈴木氏を除く6名)を指名しない理由」に記載の内容に加えて、以下の理由により、吉田聡氏を取締役候補者(会社提案)に含めないことを決定しており、当社取締役会は、かかる当社指名委員会の決定を支持することを決議いたしました。

○吉田氏は、事業会社(株式会社LIXIL)の取締役専務に就任してから僅か1年であり、当該職位において、業績面における顕著な貢献は認められず、グローバル事業を統括した経験も十分でないと認められる等、吉田氏のキャリア・資質を、当社の取締役候補者に求められる資質(スキルセット)に照らした場合、必ずしも適任ではないと認められること。

候補者番号【株主提案】

6 瀬 戸 欣 哉

(1960年6月25日生)



所有する貴社の株式数
239,708株

略歴

重要な兼職の状況

株式会社MonotaRO取締役
会長（非常勤）
株式会社LIXILグル
ープ取締役 同社代表執
行役社長（2019年3月退
任）兼CEO（2018年10
月退任）
株式会社LIXIL 代
表取締役社長兼CEO兼
LIXIL Water
Technology CEO兼
LIXIL Housing
Technology CEO
（2018年10月退任）

特別利害関係
なし

1983年 住友商事株式会社入社
1990年 米国住友商事（現 米州住友商事株式会社）デトロイトオフィス プロダクトマネージャー 特殊鋼製品担当
1992年 米国プレジジョンバーサービス社 バイスプレジデント
1997年 米国アイアンダイナミクスプロセスインターナショナル社 代表取締役社長
1999年 住友商事株式会社 鉄鋼第一事業企画部 e コマースチーム長・マネージャー
2000年 株式会社 MonotaRO 取締役
2001年 株式会社 MonotaRO 代表取締役社長
2006年 株式会社 MonotaRO 取締役代表執行役社長
2010年 米国 Zoro Tools Inc.（現 Zoro Inc.）取締役（非常勤）
2011年 株式会社 K-engine 代表取締役社長
2012年 Grainger Asia Pacific 株式会社 代表取締役社長
株式会社 MonotaRO 取締役代表執行役会長
米国 W.W. Grainger, Inc. バイス・プレジデント
2013年 米国 W.W. Grainger, Inc. シニア・バイス・プレジデント
英国 GWW UK Online Ltd.（現 Razor Occam, Ltd.）CEO
2014年 株式会社 MonotaRO 取締役会長
2016年 株式会社 LIXILグループ 取締役 代表執行役社長 兼 CEO
株式会社 LIXIL 代表取締役社長 兼 CEO 兼 LIXIL Water
Technology CEO 兼 LIXIL Housing Technology CEO
株式会社 MonotaRO 取締役会長（非常勤）（現任）
2018年 株式会社 LIXIL グループ 取締役 同社代表執行役社長（2019年3月退任）兼C
EO（2018年10月退任）
2019年 株式会社 LIXIL グループ 取締役（現任）

取締役候補者とした理由

本件株主提案者である瀬戸欣哉は、伊奈、川本とともに、ガバナンス上問題とされる行為を阻止、あるいは糺すべく努力し続
けてきた。また、瀬戸は、昨年10月31日に潮田指名委員（当時）取締役による誤解を与える言動によってCEOを辞任させられ
るまで、会社の重要な業務執行に深く携わっており、会社の経営・執行面での問題も熟知している。瀬戸は、本年6月の定時株
主総会以降も、取締役として重要な意思決定に参画して、会社の企業価値を向上させることが期待されている。

◎当社取締役会および指名委員会の意見

当社取締役会および指名委員会としましては、瀬戸欣哉氏の選任について、「反対」しております。

当社指名委員会は、前記の当社指名委員会による「取締役候補者の決定・指名理由及び提言」（6頁から9頁）の「3. 本件株
主提案に係る取締役候補者の一部（8名のうち鬼丸氏、鈴木氏を除く6名）を指名しない理由」に記載の内容に加えて、以下の
理由により、瀬戸欣哉氏を取締役候補者（会社提案）に含めないことを決定しており、当社取締役会は、かかる当社指名委員